

瀬戸市教育委員会告示第1号

瀬戸市立小学校の通学区域を定める規程（昭和44年瀬戸市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月16日

瀬戸市教育委員会

教育長 横山 彰

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
瀬戸市立小学校の通学区域は、次のとおりとする。		瀬戸市立小学校の通学区域は、次のとおりとする。	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
瀬戸市立にじの丘小学校	<u>西十三塚町 東十三塚町 下陣屋町 上陣屋町 東安戸町 安戸町 道泉町 西谷町 窯神町 背戸側町 仲切町 朝日町 栄町 陶本町1丁目 陶本町2丁目 陶本町3丁目 陶本町4丁目 陶本町5丁目 陶本町6丁目 山脇町 元町1丁目 元町2丁目 元町3丁目 滝之湯町 京町1丁目 京町2丁目 深川町 宮里町 湯之根町 西印所町 東印所町 泉町 宮脇町 新道町 勿田町 須原町 藤四郎町 東郷町 前田町 杉塚町 薬師町 末広町1丁目 末広町2丁目 末広町3丁目 古瀬戸町 西古瀬戸町 紺屋田町 五位塚町 馬ヶ</u>	瀬戸市立道泉小学校	<u>西十三塚町 東十三塚町 下陣屋町 上陣屋町 東安戸町 安戸町 道泉町 西谷町 窯神町 背戸側町 仲切町 朝日町 栄町 陶本町1丁目 陶本町2丁目 陶本町3丁目 陶本町4丁目 陶本町5丁目 陶本町6丁目 山脇町 元町1丁目 元町2丁目 元町3丁目 滝之湯町 京町1丁目 京町2丁目 進陶町 (188番から196番までの区域)</u>
		瀬戸市立深川小学校	<u>深川町 宮里町 湯之根町 西印所町 東印所町 泉町 宮脇町 新道町 勿田町 須原町 藤四郎町 東郷町 前田町 杉塚町 薬師町 末広町1丁目 末広町2丁目 末</u>

この告示は、令和2年4月1日から施行する。